

平成26年4月18日
建築都市局

建築都市局に移管された事業について (公共施設のマネジメントの取り組みについて(報告))

公共施設のマネジメントについては、総務企画局から建築都市局に移管されることとなり、新たに専任理事と都市マネジメント政策室が設置された。

今後は、北九州市行財政改革大綱・推進計画に基づき、市全体の公共施設の総量抑制を前提に、施設の再配置やリノベーション、移転・廃止後の跡地利用、街なかのにぎわいづくり等、都市の再構築の視点から、公共施設のマネジメントに取り組む。

記

1 所管事務

- 公共施設のマネジメント
 - ・市民説明に関すること
 - ・施設分野別実行計画の策定に関すること
 - ・モデルプロジェクトの推進に関すること
(門司港地域、大里地域の公共施設再配置計画の策定)
 - ・マネジメント体制の整備に関すること
- 公共事業事前評価・再評価
 - ・公共事業評価システムの運用に関すること
- 市有建築物の計画保全
 - ・小中学校、市営住宅を除く市有建築物の計画保全に関すること

2 公共施設マネジメントに関するこれまでの経緯

- 平成24年4月 北九州市行財政改革調査会へ諮問
- 平成25年2月 公共施設マネジメント方針について(中間答申)
- 平成25年7月 公共施設マネジメント方針について(答申)
- 平成26年2月 北九州市行財政改革大綱を策定
平成26年度北九州市行財政改革推進計画を公表

3 今後の取り組みについて(予定)

- 平成26年度前期 市民向けパンフレットの作成
シンポジウムの開催
- 平成26年度後期 公共施設白書の作成・公表
公共事業評価システムの見直し
- 平成27年度中 施設分野別実行計画の策定
モデルプロジェクト地域の再配置計画の策定

IV 公共施設のマネジメントについて

1 公共施設の現状と課題

(1) 公共施設整備の背景と特徴

本市は、高度経済成長期只中の昭和38年、五市対等合併によって誕生しました。当時は、時代の要請から全国的に積極的な社会資本整備が行われており、本市においても、当時の行政課題に応じて、旧五市の均衡を図りながら、着々と公共施設（※2）の整備が進められました。

その結果、本市には、市営住宅、小・中学校、市民センター、図書館、スポーツ施設など様々な公共施設が市域の隅々にまで整備され、現在では、本市の公共施設の保有量は、人口1人当たり約5.0㎡と政令市の中で最大であり、政令市平均値の1.5倍となっています。

また、本市の公共施設には、五市合併の経緯から様々な種類の施設が旧市あるいは区ごとに満遍なく配置されている一方、都市を代表するような施設は他都市に比べてやや規模が小さいという特徴も見られます。

（※2）公共施設：本書では市営住宅や学校などの「公共建築物」を指す。道路、港湾、上下水道などのインフラは除く。

(2) 公共施設を取り巻く現状と課題

本市が保有する公共施設の多くは、昭和40年代から50年代にかけて整備されており、建築後30年を経過した施設が半数を超えています。こうした施設の一部はすでに老朽化が進んでおり、近い将来、大規模改修や更新（建替え）が必要な状況になってくることが予想されます。

そこで、今の公共施設を全て保有し続けた場合、将来的に大規模改修や更新にどれくらいの費用がかかるのか総務省モデルをベースに試算したところ、「今後40年間で、約1兆2,040億円（年平均では毎年約301億円）が必要」という結果になりました。

一方、近年、本市が公共施設の大規模改修や更新に要している経費は年平均で約172億円（40年間に換算すると約6,880億円）となっており、将来的な必要額とは大きくかい離しています。

さらに、本市の一般会計歳出の傾向をみると、少子高齢化の進行等によって「福祉・医療費」が年々大幅に増加している一方、公共施設整備にかかる「投資的経費」は年々減少しており、公共施設の大規模改修や更新のための財源確保は、今後ますます厳しくなることが予想されます。

(3) 公共施設マネジメントの必要性

上記のような公共施設を取り巻く厳しい状況について、何も対策を講じなかった場合、将来的には、「財源不足のため必要な補修ができず、老朽化した壁や天井が壊れ、立ち入りや使用を禁止せざるを得ない公共施設が全市域に発生する」といった最悪の事態になりかねません。

こうした事態を未然に防ぎ、市民の安全・安心を確保するためにも、できるだけ早く公共施設マネジメントの取組みを進め、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制を確立することが大変重要です。

2 公共施設マネジメント方針

(1) 基本的な考え方

本市の公共施設マネジメントは、市民の安全・安心を確保し、子どもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築いていくため、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制を確立していくことを目的とします。

そのため、本市が保有する全ての公共施設を対象に、市全体の公共施設の総量抑制（保有量の縮減）、施設の維持管理・運営方法の見直し、資産の有効活用等、公共施設に関する将来的な財政負担を軽減するための取組み（公共施設マネジメント）を積極的に進めます。

公共施設マネジメントの推進に当たっては、「選択と集中」の観点から、本市のにぎわいづくりや活性化にも留意しながら、現在及び将来のニーズ等を見据えて公共施設を再構築するという視点が重要です。

公共施設は一度整備すると、長年にわたり世代を超えて使い続けることとなる一方、市民のニーズは時代とともに変化します。

市民全体の財産である公共施設を、時代に適合させ、多くの市民に効果的に活用してもらうための取組みを進めます。

(2) 取組みの視点

上記の基本的な考え方に基づき、本市が保有する全ての公共施設を対象に、以下の視点により、公共施設マネジメントに取り組みます。

ア 総量抑制（保有量の縮減）

施設の整備から長期間が経過し、整備当初の使命が薄れたものや過剰なものについては廃止、縮小するとともに、民間での運営が可能な施設は積極的に民

営化を進めるなど、市民の利用状況に留意しながら、市全体の公共施設の保有量の縮減に取り組みます。

また、老朽化した施設の更新にあたっては、できるだけ単独での更新は行わず、他の公共施設との複合化（※3）や多機能化（※4）を前提に検討を進めます。

（※3）複合化：一つの土地・建物に複数の施設を集合させること。

（※4）多機能化：一つの施設に複数の機能を持たせること。

イ 維持管理・運営方法の見直し

公共施設の維持管理・運営方法について、民間活力の導入等により、一層の効率化に取り組みます。

また、多くの市民が効果的に施設を利用できるよう、必要に応じて施設の位置づけを見直すことにより、広域化や多機能化による利用対象者の拡大に取り組みます。

ウ 資産の有効活用

市民が公共施設をできるだけ長期間良好な状態で利用できるよう、ライフサイクルコスト（※5）縮減の可能性を十分検証した上で、計画的な予防保全の仕組みを導入し、公共施設の長寿命化に取り組みます。

また、公共施設の民営化・複合化・多機能化・廃止等によって生じた余剰地については、民間への売却や賃貸を積極的に進めるなど、効果的かつ効率的な資産活用に取り組みます。

（※5）ライフサイクルコスト：個々の施設にかかる企画、設計、建設、運用、修繕、解体処分までの全期間に要する費用のこと。

エ 施設整備に関するルール

厳しい財政状況が予想される中、公共施設・インフラ（※6）の整備、特に新規事業の着手にあたっては、これまで以上に慎重な対応が必要です。

また、限られた財源を有効に活用するため、実施が予定されている事業については、新規・更新を問わず、全体の中で優先順位をつける仕組みをつくることも大変重要です。

そのため、事業の構想段階から必要性や効果等をしっかり検証するとともに、組織横断的に事業の優先順位を判断するなど、インフラを含めた公共施設の整備に関する新たな仕組みづくりに取り組みます。

（※6）インフラ：本書では、道路、港湾、上下水道などの社会基盤を指す。

(3) 取組み目標

公共施設マネジメントの取組みに実効性を持たせるため、公共施設の総量抑制の目標数値を設定します。

目標数値については、上記の公共施設マネジメント方針や、施設分野別の実行計画等を推進することにより、少なくとも、「今後40年間で保有量を約20%削減する」ことを目指します。

3 具体的な取組み

(1) 市民への説明

本市の公共施設を取り巻く現状や課題について、広く市民に説明するとともに、公共施設の老朽化の状況、維持管理費用、利用状況等についてできる限り正確な情報を発信することにより、公共施設マネジメントの取組みに対する市民理解の促進に努めます。

(2) 施設分野別の実行計画の策定

基本的な考え方や取組みの視点等を踏まえ、各施設所管局等において、総量抑制を前提に、施設分野別の実行計画等を策定します。

この実行計画等は、既存の計画を見直したり、必要に応じて新たに策定することになりますが、いずれの場合も、策定にあたっては、市の基本計画等との整合性を図るとともに、市民や議会の意見を十分聞きながら進めていきます。

また、特に老朽化施設が集中している地域については、新たなまちづくりという視点も含め、モデルプロジェクトとして、公共施設マネジメント方針や施設分野別の実行計画等に基づいた再配置計画づくりを進めます。

〈 施設分野別の実行計画等の方向性 〉

ア 市営住宅

世帯数の減少予測等に合わせ、真に住宅に困窮している世帯に配慮しつつ、市営住宅の管理戸数を縮減する方向で検討します。

また、答申で指摘のあった民間施設の借り上げ等については、現在の国の補助制度の下では、市が施設を直接整備・保有するよりも、市の財政負担が大きくなるため、補助制度の変更等について国に働きかけを行います。

併せて、住宅困窮世帯に更に焦点を絞るための施策の重点化など、市民の入居状況等を十分考慮しつつ、今後の市営住宅の管理のあり方を引き続き検討します。

イ 小・中学校

小規模な学校が全市的に増加している現状等を踏まえ、教育効果の向上と教育環境の整備を図る観点から、学校規模適正化のための新たな基準を策定

します。また、学校規模適正化によって発生する諸課題の解決策についても併せて検討します。

さらに、学校施設が市民にとって身近な公共施設であることを踏まえ、学校運営に配慮しつつ、学校施設の開放について引き続き取り組みます。

ウ 市民利用施設

市民利用施設については、これまでの政策課題に応じて整備された様々な施設が市内各地に配置されており、その結果、施設数や施設保有量が多い状況になっているため、施設分野別に、施設の利用状況や老朽化の状況を勘案しながら、保有量の縮減を検討します。

検討にあたっては、市民の利便性に配慮しつつ、行政区域にとらわれない施設配置を進めるとともに、施設を更新する場合は、単体ではなく集約化・複合化・多機能化し、余剰地の活用策についても併せて検討します。

(7) 生涯学習関連施設等 (※7)

市民が集会などで利用できる生涯学習関連施設等については、設置目的は異なるが機能や仕様が同様の施設が市内各地に配置されているという特徴があり、その結果、施設保有量が多い状況になっています。こうした現状を踏まえ、市全体における生涯学習関連施設等のあり方について検討します。

(※7) 生涯学習関連施設等：生涯学習センター、市民センター、勤労青少年ホーム、男女共同参画施設

(4) 文化施設 (※8)

文化施設については、旧市時代に整備された施設を含め、ホールなどの大規模集客機能を持つ施設が市内各地に配置されているという特徴があり、その結果、施設保有量が多い状況になっています。こうした現状を踏まえ、市全体における文化施設のあり方について検討します。

(※8) 文化施設：市民会館、文化ホール、美術館、博物館（図書館は除く）

(7) 図書館

図書館については、中央図書館、地区図書館に加え、市内各地に分館が配置されているという特徴があり、その結果、施設数が多い状況になっています。こうした現状を踏まえ、市全体における図書館の配置のあり方について検討します。

(1) 青少年施設 (※9)

青少年施設については、宿泊施設を含む多様な体験型施設が市内各地に配置されているという特徴があり、その結果、施設保有量が多い状況になっています。こうした現状を踏まえ、市全体における青少年施設のあり方

について検討します。

(※9) 青少年施設：少年自然の家、青少年の家、青少年センター、キャンプセンター、児童文化科学館

(オ) スポーツ施設 (※10)

スポーツ施設については、体育館やプールのほか、種目ごとの専用施設が市内各地に配置されているという特徴があり、その結果、施設保有量が多い状況になっています。こうした現状を踏まえ、市全体のスポーツ施設のあり方について検討します。

(※10) スポーツ施設：体育館、柔剣道場、弓道場、プール、陸上競技場、野球場等

(3) マネジメント体制の整備

今後、公共施設マネジメントの取組みを推進するための専任組織を設置します。

この専任組織は、施設分野別の実行計画策定等の進捗管理、施設の複合化・多機能化にかかる施設所管部局の指導・調整、公共施設の整備・更新にかかる予算調整等の機能を持たせ、本市の公共施設マネジメントの取組みを統括します。

また、インフラを含めた公共施設の整備について、事業の構想段階から必要性や効果等をしっかり検証する仕組みを構築します。

平成 26 年度北九州市行財政改革推進計画・抜粋

IV 公共施設のマネジメントについて

1 具体的な取組み

(1) 市民への説明

項目		内容	スケジュール	所管局
1	市民への説明	本市の公共施設を取り巻く現状や課題、公共施設マネジメントの必要性等について、広く市民に説明する。	平成 26 年度から実施	総務企画局
2	公共施設に関する情報公開	公共施設の老朽化の状況、維持管理費用、利用状況等について、正確な情報を公開する。	平成 26 年度から実施	総務企画局

(2) 施設分野別の実行計画の策定

項目		内容	スケジュール	所管局
1	施設分野別の実行計画の策定	本市の公共施設マネジメント方針等を踏まえ、各施設所管局等において、施設分野別の実行計画等を策定する。	—	—
	施設分類	実行計画等の方向性	スケジュール	所管局
	ア 市営住宅	世帯数の減少予測等に合わせ、真に住宅に困窮している世帯に配慮しつつ、市営住宅の管理戸数を縮減する方向で検討する。 また、答申で指摘のあった民間施設の借り上げ等については、現在の国の補助制度の下では、市が施設を直接整備・保有するよりも、市の財政負担が大きくなるため、補助制度の変更等について、国に働きかけを行う。 併せて、住宅困窮世帯に更に焦点を絞るための施策の重点化など、市民の入居状況等を十分考慮しつつ、今後の市営住宅の管理のあり方を引き続き検討する。	平成 26 年度から検討開始 平成 27 年度中に計画策定	建築都市局

項目		内容	スケジュール	所管局
	施設分類	実行計画等の方向性	スケジュール	所管局
イ	小・中学校	<p>小規模な学校が全市的に増加している現状等を踏まえ、教育効果の向上と教育環境の整備を図る観点から、学校規模適正化のための新たな基準を策定する。また、学校規模適正化によって発生する諸課題の解決策についても併せて検討する。</p> <p>さらに、学校施設が市民にとって身近な公共施設であることを踏まえ、学校運営に配慮しつつ、学校施設の開放について引き続き取り組む。</p>	<p>平成25年度 新基準を策定</p> <p>平成26年度以降 適正化の具体的な検討開始</p> <p>平成27年度以降 可能なものから順次取り組みを実施</p>	教育委員会
ウ	市民利用施設	<p>市民利用施設については、これまでの政策課題に応じて整備された様々な施設が市内各地に配置されており、その結果、施設数や施設保有量が多い状況になっているため、施設分野別に、施設の利用状況や老朽化の状況を勘案しながら、保有量の縮減に取り組む。</p> <p>取り組みにあたっては、市民の利便性に配慮しつつ、行政区域にとらわれない施設配置を進めるとともに、施設を更新する場合は、単体ではなく、集約化・複合化・多機能化し、余剰地の活用を図る。</p> <p>なお、施設分野別の実行計画においては、施設の利用状況等を調査分析した上で、中長期的にみた保有量縮減の方向性を明らかにするほか、老朽化が著しい施設や耐震補強が必要な施設など、短期的に何らかの対応が必要な施設について、個別に今後の取扱いを明らかにする。</p>	—	—
	(7) 生涯学習関連施設等 生涯学習センター 市民センター 勤労青少年ホーム 男女共同参画施設	<p>市民が集会などで利用できる生涯学習関連施設等については、設置目的は異なるが、機能や仕様が同様の施設が市内各地に配置されているという特徴があり、その結果、施設保有量が多い状況になっている。こうした状況を踏まえ、市全体における生涯学習関連施設等のあり方等を示す。</p>	<p>平成26年度から検討開始</p> <p>平成27年度中に計画策定</p>	<p>総務企画局 保健福祉局 市民文化 スポーツ局 子ども家庭局 教育委員会</p>

項目		内容	スケジュール	所管局
	施設分類	実行計画等の方向性	スケジュール	所管局
	(イ) 文化施設	文化施設については、旧市時代に整備された施設を含め、ホールなどの大規模集客機能を持つ施設が市内各地に配置されているという特徴があり、その結果、施設保有量が多い状況になっている。こうした現状を踏まえ、市全体における文化施設のあり方等を示す。	平成26年度から検討開始 平成27年度中に計画策定	市民文化 スポーツ局
	(ウ) 図書館	図書館については、中央図書館、地区図書館に加え、市内各地に分館が配置されているという特徴があり、その結果、施設数が多い状況になっている。こうした現状を踏まえ、市全体における図書館の配置のあり方等を示す。	平成26年度から検討開始 平成27年度中に計画策定	教育委員会
	(エ) 青少年施設	青少年施設については、宿泊施設を含む多様な体験型施設が市内各地に配置されているという特徴があり、その結果、施設保有量が多い状況になっている。こうした現状を踏まえ、市全体における青少年施設のあり方等を示す。	平成26年度から検討開始 平成27年度中に計画策定	子ども家庭局
	(オ) スポーツ施設	スポーツ施設については、体育館やプールのほか、種目ごとの専用施設が市内各地に配置されているという特徴があり、その結果、施設保有量が多い状況になっている。こうした現状を踏まえ、市全体のスポーツ施設のあり方等を示す。	平成26年度から検討開始 平成27年度中に計画策定	市民文化 スポーツ局
2	モデルプロジェクトの推進	特に老朽化施設が集中している地域については、新たなまちづくりという視点も含め、モデルプロジェクトとして、公共施設マネジメント方針や施設分野別の実行計画等に基づいた再配置計画づくりを進める。 なお、モデルプロジェクトの対象地域は、門司港地域、大里地域とする。	平成26年度から検討開始 平成27年度中に計画策定	総務企画局

(3) マネジメント体制の整備

項目		内容	スケジュール	所管局
1	マネジメント体制の整備	公共施設マネジメントの取り組みを推進するための専任組織を設置する。	平成26年度に設置	総務企画局
		インフラを含めた公共施設の整備について、事業の構想段階における必要性や効果等の検証、組織横断的な事業の優先順位の判断等を行うための仕組みづくりに取り組む。	平成26年度に仕組みを検討 平成27年度以降実施	総務企画局

北九州市公共事業評価システムについて

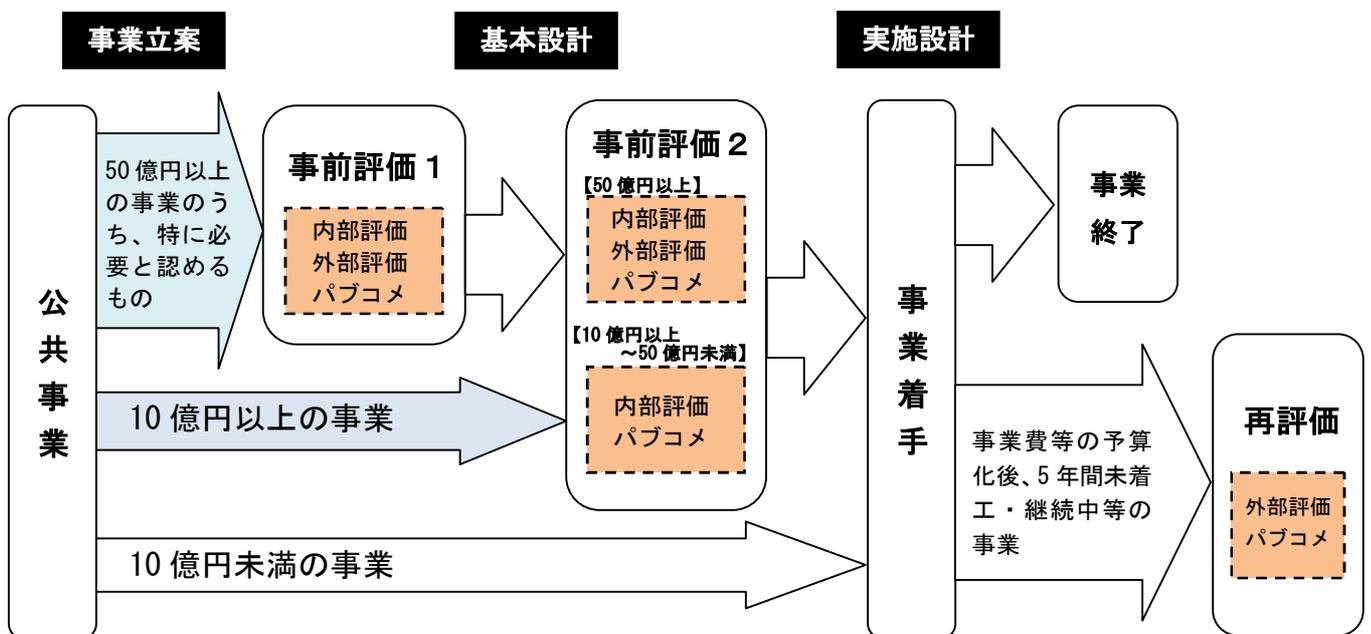
【概要】

本市では、大規模な公共事業について、必要性や効果等を客観的に評価することを目的とし、平成 19 年から公共事業評価システムの運用を行っている。評価の種類は、対象事業の事業費等により、事前評価 1、事前評価 2、再評価に分かれ、いずれも評価結果等はパブリックコメントにより、市民意見を集約し、公開する。

【評価の種類】

- (1) **事前評価 1** 50 億円以上の事業のうち、特に必要と認めるものを対象とし、基本設計前に事業評価を行うもの
- (2) **事前評価 2** 10 億円以上の事業を対象とし、実施設計前に事業評価を行うもの
- (3) **再評価** 事業費等の予算化後、5 年間未着工・継続中等の事業を対象とし、事業評価を行うもの

※例外（災害復旧、緊急の場合、学校、維持管理等）



※ 外部評価（名称：公共事業評価に関する検討会議）は市政運営上の会合で、公共事業に関する専門家の意見を聴取し、市の意思形成の参考にするという位置付け。

【評価基準のあらまし】

評価は次に掲げる視点から行う

事前評価	再評価
事業の必要性	事業の進捗状況及び今後の見込み
事業の有効性	事業を巡る社会経済情勢等の変化
事業の経済性・効率性・採算性	地元住民、関係者の意向
事業の熟度	事業の投資効果やその変化
環境及び景観への配慮	コスト縮減及び代替案の可能性
	事業を見直した場合の影響